

〈常識〉についての社会論的・知識論的考察

池田光義

はじめに

昨今、常識言説、すなわち常識をテーマにした発言や常識概念に寄りかかった言評がかまびすしい。そこに微かな胡散臭さを感じながらも、現代人はつい「常識的に考えてあり得ない」「そんなの常識だろう」「常識に囚われ過ぎだよ」などと口走る。この「常識」とはしかし、いったい何ものなのだろうか――。

「一般的な社会通念」というのが常識のひとつの常識的定義である。だがこの定義は常識言説の実際に照らしてみれば非常識である。①現実の常識言説は狭義の思考を超えて判断や評価など様々な思考形式にかかわるし、認知的なものだけでなく、倫理的、

感覚的、美的なものも含む。さらにそれは、狭義の精神活動に限らず、発言や行為や振る舞いなど実際の活動にも及ぶ。つまり、それは人間の社会的活動の様々な形式・種類・領域を対象にしているのである。②常識言説では、思考や行為の内容や結果だけではなくその遂行能力も問題にされる。「あの人、常識がないのね 挨拶もろくにできないんだから」「えつ、PC使えないの！ PC操作なんて社会人の常識だろう」……。③常識には意識された思考や行為の内容だけでなく、無意識的に働く規則・形式・規範（ハビトゥス）も含まれる。④日常の一般的な生活過程だけでなく、各分野の専門家たちに共有されている標準理論・知識や共同規範もその専門分野の内部では常識として了解されている。

この非常識的な常識表象の最大の難点はしかし、「互いに相容

れない二つのテーゼを平気で並べておいて顧みない」(戸坂一九七七、六五頁)という常識言説の核心問題を素通りしていることである。この常識言説の核心問題について戸坂潤一は説明する。「一方に於いてそれは、非(又反)科学的・非(又反)哲学的・非(又反)文学的・等々の消極的又は否定的な知識を意味している。処が他方に於いては之に反して、却って一人前の・ノルマルな・社会に通用する・自際のな健全で常態な知識のことをそれは意味している。前の意味では常識的であることは恥すべきことであり、後の意味では常識的であることは誇るに値することだと考えられる。そしてこの二つの相矛盾した意味が、同じ常識という観念の内に、どう折り合いをつけるのかという段になると、常識自身は一向それを気にしない」(同、六五—六六頁)。この常識言説の二面性とそれに対する無頓着の指摘は重要であり、この点で戸坂の常識論はつとに評価の高い小林秀雄(一九七四)やベルグソン(一九六六)の常識論を凌駕している。しかしその戸坂の場合でも、この二面性と、それに、対する、無頓着が何に由来するのか、それにはどのような社会論的・知識論的背景があるのかについての説明が——その詳述は避けるが——成功しているとはいいがたい。戸坂の常識論も含め、従来の常識論の欠陥は、特定の具体的な行為や思考を「常識」として実体化していることにあるのだ。

S 1

常識という知識や規範や能力がそれ自体ではじめから存在するわけでは決してない。特定の状況で特定の知識等々を、主観的に問題化する文脈においてはじめて、それは常識として、構成・再構成され、常識という意味・規定を受け取るのである。最近の常套句を用いれば、常識はこの間主観的文脈で常識として「発見」されるものではなく、「発明」ないしは「作製」されるものなのである。その問題化文脈(従ってまたこれに対応する常識概念)にはいくつかの類型があるが、まず「否定的結果の弾効・非難的文脈」を俎上にのせてみよう。

ある特定の知識や規範や能力が欠落している、あるいは不十分な形でしか所有され働いていないために、問題のある思考や判断や行為が行われる、というのがその文脈内容である。その場合に暗黙裡に作用しているのが「否定的な思考・行為ないしその結果」に関する共有知的な説明・帰責図式である。この図式では、特定の思考や発言や行為の肯定的成立(あるいは問題のある思考・行為の抑制・制御)には一定の構成的な必要前提条件が存在し、これが欠如したり不十分であるとその思考や行為は否定的な形で遂行されて(あるいは問題思考・行為が遂行されて)否定的帰結をもたらしてしまう、と仮定されている。①まず、その時々具体的に

的で個別的な状況においてある事象が否定的に問題にされる。②次に、この否定的事象を問題のある思考・行為の結果として捉える。③さらに、この思考・行為の問題性を特定の必要前提条件の欠如・不足に帰する。結果から遡ってその必要条件の有無や是非などを問うという結果主義的な遡行思考が当事者の自覚のないままに働いているのである。

この無自覚的な結果主義的遡行形式が様々な思考や感情に広く見られることは、あまり気づかれていない。先入観の例を挙げてみよう。先入観とは、認識や判断に先行しあるいはその背景、根底に伏在して、(大半が自覚されぬままに)それに強い影響を与えるような前提知識や思考枠組みである。しかし、そうした前提知識や思考枠組みのすべてが先入観として扱われるわけではもちろんない。一般的に先入観が問題になるのは、①前提知識Pに基づく認識や判断が目指す結果Qを獲得できない、ないしは得られた認識・判断結果が否定的評価を受ける、②あるいはこうした認識・判断に従った発言や態度や行為Rが否定的帰結をもたらし否定的評価を受けるという場合に限られるのである。そして、そうしたQやRが帰結されるうえで不可欠な前提Pのうち、その否定的要素を生み出した「主犯」と判定されたものに先入観の烙印が押されるのである。(この判定にもまたメタ先入観が関与するが、その問題はここでは伏せておく)したがって、すべての前提知識Pが先入観のレッテルを張られるわけではないし、たとえ前提

知識Pそのものが「誤っている」「不十分だ」としても、それに基づいた結果が否定的評価を受けない限り先入観として特にやり玉にあがることもない。いやそれどころか、その結果に高い肯定的評価が与えられる場合には「独特の拘り」「ユニークな発想」などと持ち上げられことさえある。要するにすべては結果次第なのだ。

こうした結果主義的遡行思考の基礎には「前提条件↓認識・判断・行為」という図式があることはすでに触れた。とはいえ、現実問題として、この思考・行為の前提条件を十全に把握することは不可能である。その因子は無数であり、因子間の相互作用は複合錯綜し、しかも大半が無意識的な作用知・遂行知として実現しているからだ。しかし、そうした複雑な前提条件は明示不能であるばかりでなく、明示する必要もない。必要な場合のみ、決定的に重要な(と判断される)要因のみを常識として「問題化」すればよいのである。別言すれば、常識が常識として(つまり必要前提条件として)順機能している場合、あるいは少なくとも逆機能していない場合には、常識は常識にはならない。その意味で、常識は常識的であればあるほど常識にはならない。常識として問題にされないからだ。常識的な意味での常識は、その大半が些末なカス知識、どうでもよいカス能力であるからだ。これに疑義を抱く者は、常識の目録や一覧の作成を試みるがよろしい。枚挙・記載爆発の憂き目に遭うのは必定である。常識が(後に言及する

ように様々な準拠点や条件に依存して)可変的で相対的だというだけではない。明示化され得る常識内容は常識全体のごく一部であるし、その実現様式も対象化された「意識内容」という在り方に限定されているからだ。しかも、ある具体的な個別の知識内容や規範が常識に属するかどうかを直截に識別・判断するうえでの一般的指標・基準は確定化・明示化が困難である。

常識は常識として間主観的に問題化される状況・文脈でのみ常識として意識され構成される。常識概念とは、それ自体を取り出して特定すれば、この意識的な問題化・対象化の、それ自体無自覚的に作動する判断形式・規則なのである。しかし、それ自体は現実の具体的・個別的な過程では作用態・機能態で実現しており、直接的には不可視である。私たちのアクチュアルで直接的な意識の対象・内容となるのはその都度の具体的な思考や発言や行為その能力や結果でしかない。そこで私たちは、その都度、常識として意識の対象となる具体的な思考や行為がそれ自体がはじめから常識という属性を備えているかのように自動的に錯認あるいは実体視してしまうのである。

ところで、最近「〇〇の新常識」「知っておきたい〇〇の常識二〇」などというキャッチフレーズが目につく。「新聞を読むのは〈社会人の常識〉と〈新社会人〉や〈社会人希望者(=学生)〉を煽って購読者の減少に少しでも歯止めをかけようとするおためごかしの新聞社もある。このような場合、常識の内容はかなり明

白かつ具体的に定式化されているのが普通である。また常識の間主観的な問題化の過程が欠けているようにも見える。しかし、常識の問題化はアクチュアルな様態ではなく、「あり得る場合の先取り」という潜在・可能様態、それも(問題化が現実化した場合に対する)微かな恐れや不安という感情形式を通じて半ば無意識的に行われている点に注意を払う必要がある。この類の常識言説は「これこれの知識・規範を知らない」とあれこれと問題が生じ、(日常・社会生活や人間関係で)不利益を被る/面倒を背負い込む羽目になるぞ(それでもいいのか)」という言外の柔らかな、しかし明確な脅迫の響きを帯びている。その意味で、この種の常識言説は、事後的問題化の常識類型の派生型と見なすことができ、るかもしれない。

§ 2

ここまで検討してきたのは「あるべきものがないので/働くべきものが働かないので……」の常識類型であったが、次に考察したいのは「あるべきではないものがあるので/働くべきではないものが働くので……」という常識類型である。「常識に囚われるな」「非常識のすすめ」「常識を超えた発想」などといったキャッチフレーズに見られる常識概念がそれである。革新的な発想が得られない、環境の急変に対応できないなど、思考や行為が期待し

たような積極的なプラス効果をもたらさない場合、遡及してその前提条件を問題にし、これが思考や行為を強く拘束することで否定的影響を与えていると判断するのが、この類型の問題脈絡である。第一の常識類型と同じように、やはり結果主義的な遡及思考に基づいている。しかし、第一類型では常識に対して、本来あるべき「通常」の思考・行為に対して必要不可欠の肯定的・積極的評価が与えられているが、この第二の常識類型に対しては自由で柔軟で創造的で革新的な思考や行為の桎梏として否定的・消極的な評価しか与えられていないのである。（この点で、第二の常識類型は、先に見た先入観の概念の一部と重なる。）

こうした第一・第二類型においては、常識の性質そのものは正負反対の性格を帯びるものの、問題化自体ないしはその動機・理由に関しては、（その原因が欠落・不足のためなのか過剰作動のためなのかは別にして）否定的・消極的帰結を問責するという点で共通している。これと対照をなすのが正当化機能を果たす第三の常識類型である。「今回の判決は常識に照らして妥当である」「常識的な金額設定であり特に問題はない」などと言われる時、常識は、自己の、ないしは自己が支持する主張や判断や行為の妥当性・有効性を積極的に裏付ける根拠あるいはその正当化の一般的基本準として引き合いに出されている。常識が持つ、知識や行為としての性質もその機能・効果も、この類型では正の刻印、積極的な性格を帯びているのである。

ただ、この場合も、当事者の自覚の有無や程度にかかわらず、結果主義的な遡行思考が働いていることには変わりがない。常識を口にする当人の立場（利害、価値、考え方）に合致する判断内容や行為結果がまず先にあつて、それが一般的にも妥当であることを示すために事後的に常識を持ち出しているのである。そこにはもちろん、この「大衆社会の匿名的権威」としての常識自体を正当化する姿勢は微塵もない。それゆえまた、同じ判断や行為を正反対の立場から否定的に評価する側も、同様に常識に訴えて「それこそ非常識極まる判決だ」「こんな料金設定は常識が許さない」と叫ぶことになる。このように、この正当化類型には、依拠する（とされる）常識の妥当性・有効性が自明視・絶対視される傾向が顕著である。常識は議論の余地なく、確実に信頼でき、その正当化や根拠づけは一切不要であり、しかもそうした絶対的に確實で妥当な知識や行為として大半の人々に共有されていると前提視されているのだ。普遍的真理・規範と一般的同意・信頼との相互依拠に基づく真理の合意論の世俗版といえよう。

§ 3

常識の持つこのある種の絶対性や自明性はどこから来るのであるのか。常識とされる知や規範には共有知として際立った特徴がある。すなわち、常識には、(a)それが普遍妥当的な知・規範

であり、(β) その普遍妥当性は自明で正当化不要であり、さらに(γ) そうした性質のものとして大多数の成員に共有されている、ないしは共有されて、当然の知・規範であるというメタ知識が潜在的・顕在的に伴っているのである。(δ) さらに、このメタ知が大多数に共有されているというメタメタ知が潜在的・顕在的に伴っているのである。常識の所有者は単に常識と呼ばれる知識・規範の内容を知っているだけではない。それが大多数の人間に共有されていることを知っているし(ε) 気づくことができるし、さらにそのことが大多数に知られていることを知っているのである。常識にこのメタ知の二重構造があるからこそ、「そんな常識を知らないなんて言わせないわよ」と相手に有無を言わせず詰め寄れるのである。

ある知識内容を知っていても、それが一般的な共有知であり、そのこと(共有知であること)も大多数の成員が知っていることを知らなければ常識があるとは言えない。一定の品質をもつ知識では、その対象知に大なり小なりメタ知が付随する。このメタ知の一部にはその知識の所有の社会的配置についての知識も含まれる(池田、二〇一二、四九頁以下)が、知識のなかには、当該知識全体においてこの知の所有配置・状態に関するメタ知、メタメタ知が決定的な比重を占めるものがある。その典型例が「虚言」や「秘密」などである。例えば虚言を単なる「誤った内容」の表明や伝達から区別するものは、そのメタ知の表明や伝達の仕方

ある。ある対象について知識・信念を表明するさい、それが自分の実際に知識・抱く信念とは異なるというメタ知を意識的に同時に表明しないか、それとは異なったメタ知を表明する、あるいは対象知の所有の有無(知っているのに「知らない」と嘘をつく)やその信頼度・蓋然性について実際に持つメタ知を意識的に表明しないか、それとは異なるメタ知を表明する、これが虚言の本質である。言明のいわゆる陳述作用には、信念内容がその対象である事態と一致すると主張するという認知的機能だけでなく、言明内容が信念内容の誠実な表明であり信念内容と一致することを宣誓し保証するという間主観的なコミュニケーション機能もある。

このため、その不一致についての明白な表明が行わなければ、言明内容が信念内容と一致するものとして他者には自動的に受容されることになる。そして虚言が吐かれた瞬間、この不一致についてのメタ知が他者に対して秘密的で隠蔽の知であるというメタメタ知が発生し、それ自体も私秘的なメタメタ知が虚言という間主観的な言語行為を中核的に担うことになる。虚言や秘密のメタ知ないしメタメタ知が隠蔽的で独占的であるということは、その間主観的な非対称性が非常に顕著であるということである。常識の場合には虚言や秘密とは違って、そのメタ知、メタメタ知は透明で開放的、公共的であり、そのアクセスは万人にとつてきわめて容易でフラットである(と見なされている)。しかし、このメタ知やメタメタ知が決定的要因として働かなければ常識という特殊な

知識形式として成立しないという点では、常識は虚言や秘密と通底するものがあると言える。

こうしたわけで、「常識がない」と裁断された者は、(a)一定の常識内容(対象知)をもたないだけでなく、(b)そのメタ知らないしメタメタ知をもたないという二重の否定的評価や非難を受けているのである。だから、筋金入りの非常識人が周囲の「常識人」として始末に負えないのは、その人間が単に特定の常識内容(対象知としての常識)を知らないから(だけ)ではない。それが常識であることを、あるいは常識としてのその意義を知らない、気づけないからなのである。そうしたメタ知、メタメタ知を作動させる能力や姿勢が根本的に欠けているため、それに訴えて間主観的に常識の問題化を図ることができないからなのである。非常識人と接する時に経験する困惑と対応不全はまた、このメタ知とメタメタ知の複合構造がきわめて間主観的な性格のものであることを痛感させる。

S 4

常識は問題状況・問題化文脈に依存するだけではない。知識・生活共同体にも依存して相対的である。一定の思考や行為は特定の共同体の枠組み内部でのみ常識として問題化されるのであり、常識は常に「ある共同体の常識」として通用する。これはまた、

常識言説が「ある個人・集団Pが(ある共同体の構成員として)、(同じないしは異なる共同体の構成員としての)ある個人・集団・不特定多数Qの認識や行為Rについての評価・判断の根拠・基準Sとして特定の知識や規範や能力を問題にする」という構造のなかで成立していることを意味する(丸括弧内は通常、明示化されない)。

便宜上、三つの次元の共同体を想定してみよう。まず、(a)「市民社会」。常識が「市民社会の常識である」ということは何を含意するのだろうか。常識言説の担い手は通常「一般市民」「国民」が想定されている。ここでの「常識人」とは「通常の健全な市民・社会人」の謂い。したがってその常識を問われるということとは、「通常の健全な社会構成員」としての資格や適性を問われることである。われわれは通常、「市民」として一定の能力や資質を明確に積極的な形で問われることはない。だから社会、政治、経済に対して全く無知無能、あるいは受動的で無関心であっても「市民」として闊歩していられるのである。資格や能力が大なり小なり公然と問題にされるのは、その判断や行為が社会的、間主観的に否定的な形で問題にされる場合である。逆に言えば、常識を備えていることが特段の賞賛に値するわけではない。それが欠落ないし不十分であれば非難の対象になり得るが、その所有は市民として「当然」であり「普通」のことと見なされ、それしか持ち合せないのであれば逆に「凡庸」で「陳腐」な市民と揶揄

される所有物、それが常識なのである。

常識が知識・生活共同体に依存して相対的であるということは、それが歴史的・社会的に規定されているということでもある。かつての市民概念は、富・権力・「教養」・職能さらに社会的政治的自由の所有者等々をプロトタイプとし、かつそれを脱社会化・脱歴史化し、当為化・理念化した抽象的な普遍概念であった。この市民ないしは人間概念に対応したのが旧〈常識〉概念ないしは（判断力を強調する）〈良識〉^{ボンセンス}概念である。それは時として、万人に対して生まれながらに平等に与えられた理性概念と重ね合わせられ、真偽判断や善悪分別など積極的で実践的で（感覚や意志なども含む）総合的な精神機能・能力として考えられていた。（よって現代の常識概念を議論する脈絡でコモンセンス、ボンセンスを云々するのは時代錯誤であり、常識概念の社会性・歴史性に対する感覚鈍麻を露呈していると言える。）

しかし、市民概念が次第に都市中間層を中核とする（大衆的市民）にそのプロトタイプをシフトさせていくのと並行して、コモンセンス、ボンセンス概念も大衆化、通俗化、凡庸化して〈常識〉に墮していく。そして〈高度大衆市民社会〉に至ると、それは消極的で受動的な世俗市民の「最低要件」あるいは固定観念や先入観による自由思考の緊縛という否定的な逆機能の刻印を受ける。常識観念に臭うある種の権威性や圧迫感が専門家や公的機関などの目に見える上からの権力や権威に由来するものではなく、水平

的で匿名的で大衆的な、したがってまた根拠呈示要求や検証作業にさらされることもなくその所在や消息が不明で曖昧なままの起原、いわば起源なき起源に端を発しているように見えるのも、一部は常識のこうした社会的、歴史的背景によるのである。

もつとも、〈大衆市民〉と一口にいつても、現実には種々雑多な階層やサブ集団から構成されているし、多様な政治・経済・社会状況のなかでその都度、異質な相貌を呈し、様々な政治的、経済的、社会的脈絡に応じて種々の意味や価値を帯びる。専門家集団、特権的エリート層、富裕層、行政組織や官僚層等々との対比・対抗関係において大衆市民が〈本来的主体〉として積極的、肯定的に評価される時、その大衆性・世俗性・一般性は健全さ、堅実さ、したたかさあるいは反権力的正義などの色合いを帯びる。その時、大衆の常識は良識となり、「世間一般の常識から見れば当然無罪になってしかるべきなのに……」などと認識や判断の公正さや妥当性を担保する一般的基準や正当化原理として担ぎ出されることになる。他方、大衆市民が主体性を欠いた受動的で消極的な客体、付和雷同の烏合の衆にすぎないと宣告され、その凡庸で通俗的な性格、その頑迷固陋や視野狭窄や保守性や保身性が非難的になり、あるいは融通性や柔軟性や挑戦心、独自性や創造性の欠如が弾劾される時、その常識も同じような負のレッテルを張られるであろう。この意味で、すでに触れた常識言説の二面性とそれに対する無頓着は、常識の担い手に対する両面的態度と

その無自覚性と結びついている側面もあると言える。

55

市民社会内部での種々の(b)〈社会集団〉(ないし社会圏)も常識が依存する知識・生活共同体を形成している。学校、職場、地域社会、同性グループ、同世代グループ等々によって、そこで共有されている(と思われる)常識は異なる。例えば医療現場では、医療スタッフとしての一定の専門知識・技術や行動倫理・規範は常識であり、どの範囲の、どの程度の専門知識・技術等々が医療スタッフとしての常識なのかを知っていることはそのメタ常識に属するが、建設現場や一般事務職ではそれが常識として求められることは皆無に近い。

具体的な個別集団にも固有の常識が存在する。これを「局所的知識」(塩沢、一九九八)の響に倣い(局所常識)と呼んでおこう。局所知とは「……時間的・空間的に限定され、人々の生きる状況に依存してのみ意味をもちうる知識」(同右、八八頁)のことであり、「多くの場合、きわめて具体的かつ個別的な状況に結びついており、その個別性を離れてはあまり価値を持たない」(同右、九三頁)のであり、「……ある特定の現場の人たちによってのみ共有され、多少の一般性をもつ場合にも、狭い範囲の同業者のあいだに流通するにすぎない」(同右、九三―九四頁)。局所常識に

もこうした個別知の特徴が基本的に当てはまる。ある特定の職場環境に規定された具体的な作業手順・慣行の習熟、個別的な対人知識や対人行為様式の大半は他の異なる生活場面では無効で無益で不要であるが、問題の職場での円滑な作業と対人コミュニケーションには必要不可欠である。ただそのほとんどは、明示が困難な暗黙知的で遂行知的な様態の共有知である。また、いかに一般常識に通じ局所条件への配慮が働いたとしても、一般常識から個別的で具体的な局所常識を演繹するには根本的に限界があるのである。その限界がいかに大きいかは、新たな人間関係や集団に参入する瞬間に覚える当惑と混乱と焦燥によって思い知らされる。また環境の変化や構成員の交替によってそうした局所常識は微妙に変遷していく。かつてその小集団に帰属して局所常識を熟知していた古参メンバーであっても、一定の離脱期間を経て再加入する際には、全くの新顔と同様に戸惑いと動揺を覚えるかもしれない。

さて、社会には表裏、内外、公私、合法非合法といった二重構造が存在し、これに対応して価値判断や行為規範、さらには共有知識も二重構造になっている。例えば、下請けによる原発作業現場では「被曝隠し」が常識と化していた。すなわち、作業関係者の集団内部では「被曝隠し」についての実情知識と行動規範が共有され、かつこの知識・規範の内容が一般社会に対しては(秘密)であることについてのメタ知が共有されている。この常識の特徴

はもちろん、〈秘密としての常識〉というメタ知の所有およびこの常識共有に関するメタメタ知が集団成員の共通属性であり資格条件でもあるという点にある。逆に言えば、その集団はある種の〈秘密結社〉の色合いを帯びる。

個別集団どうしの間であらうと個別集団と一般社会との間であらうと、それぞれに共有されている常識内容が著しく異なり相対立する場合には〈常識摩擦・軋轢〉が生じ得る。これを個人の立場から見れば、複数の集団に帰属・関与する個人は複数の、時として互いに相容れない常識にかかわることになる。「被曝隠し」は原発作業員としては常識だが、一般市民としては言語道断、非常識以外の何ものでもない。この二つの次元の常識の狭間で、役割・義務葛藤ならぬ〈常識葛藤〉に苛まれることになる。

ある知識や規範がいつ、どこで、誰の間で常識として通用するのか、またそれがいつ、どこで、誰の間で非常識として十字砲火にさらされるのかといった常識内容についてのメタ知・メタメタ知がある範囲内で常識葛藤の回避ないし緩和に貢献するが、それには限度がある。一般的に、社会分化した複数の帰属集団に個人が関与する度合いに比例して役割・義務葛藤は深刻になるとされるが、同様のことが常識の葛藤にも当てはまるであろう。これはつまり、常識葛藤はこれから増加していく傾向にあるということである。それはまたしかし、メタ常識・メタメタ常識の重要性をこれまで以上に高める一方、作動知としてのその習熟・実現を困

難にもしている。

ところで、国際関係などの次元では、(c)包括的な知識・文化共同体どうしの〈常識摩擦・衝突〉を問題にできよう。共同体Aの成員の大半に共有された慣行的な思考・行為の内容・様式aが共同体Bの成員に共有され思考・行為の内容・様式bと衝突し軋轢を引き起こしたとする。この相違・対立のなかではじめて、思考・行為aは共同体Aの「常識」として、思考・行為bは共同体Bの「常識」として当事者どうしや一般的に意識化・明示化されるのである。摩擦・葛藤がはじめて常識を「常識」として発見、いや作製する。共同体内部で共有化された固有の前提知識・規範は、前提性あるいは所与性の性格、古風に言えば超越論的性格が強ければ強いほど、各人の主観的内面性や固有能力として各個人に無自覚的に内在化されている、つまりそれが常識的になればなるほど自明化しているからである。自明性は渦中の当事者の意識そのものには不在なのだ。この種の常識はそうした共同体間相互の思考・行為の一般的様式・内容の顕著な相違・対立、摩擦・衝突を問題枠組みとして前提にしており、冒頭で論じた三つの常識類型に並ぶ第四の独立した類型として扱うのが適切であるのかもしれない。(あるいは、この類型には、すでに述べた〈常識摩擦〉や〈常識葛藤〉に直截にかかわる常識の種類をすべて含めることができるかもしれない。)

こうした常識関係は、自己文化と異種文化との関係の三パター

ンとの類比で、①対等あるいは多元主義、②自己否定・卑下、③自己絶対化の三パターンに分類できるだろう。「日本の常識は世界の非常識」という言説は①対等姿勢あるいは常識多元主義か②自己否定・卑下のいずれかであるだろう。そこには、ある共同体のある常識はあくまでもその共同体の内部で常識として通用するのであって、他の共同体では非常識になり得るし、その逆もまた然りという認識がある。いずれにせよ、この第四の常識類型の特徴は、ある思考・行為の有効性（通用性）、起源、根拠に関する共同体依存についてのメタ知が常識としての知識や行為の構成的契機を形成していることである。もちろん、このメタ常識をめぐる共同体間ないし共同体内部における斉一性や偏在性（はらつき）が（メタ摩擦）や（メタ葛藤）を誘発する可能性は十分にある。（なお、第四類型は世代間、地域間、男女間などの常識摩擦・葛藤としても展開できる。）

§ 6

常識言説が展開される主要舞台は「日常」世界における間主観的コミュニケーション場面であり、大方の常識には日常性の匂いが染みついている。逆に、常識の安定的利用なくして日常世界は成り立たない。実際、日常学派による「日常世界の知」の分析（B. Schütz/Luckmann, 1979）などはかなりの程度まで日常的常識の

分析と重なると言える。本稿では、日常場面で展開される常識言説を日常的人間関係における（プチヘゲモニー）という視角から、それも主に常識の第一類型に限定して考察することに留める。

日常生活における常識の問題化場面では、常識に関して（誰が）（直接的にあるいは間接的に、現実的あるいは潜在的に）（誰を）問題化するかが決定的である。それがある種の政治の色合い、軽い権力性を帯びているからである。問題化する側が常に人間・社会関係におけるヘゲモニーを握るか、あるいはすでに掌中のヘゲモニーを一段と強化するのである。常識の問題化脈絡では、常識に備わる（ように見える）力が常識を問題にする側に一方的に分与され、常識を問題にされる側には垂涎の対象となるという非対称的構造が自動的に生成するからである。

常識の束縛機能が問題視される（第二の常識類型の）場合には常識を問題にする者は標準・平均を超えた水準点に、あるいは凡俗圏域の外部にその立ち位置が置かれるが、第一類型の場合には常識を語る者は標準集団、平均水準の一員であつても構わない。しかし、第一に、常識を語る者は、まさにそのことで自動的に常識所有者層の側に属して優位な立場を占めることになる。第二に、その常識を問題にされる側は、第二類型では中上位層に位置するのが通常であるのに対し、第一類型では標準・平均を下回るか下手をすると最低・最小あるいは枠外・場外の位置に追いやられかねない。ソフトな蔑視や嘲笑の表情を帯びた眼差しとともに、

〈健全な市民〉（一人前の職人）云々であることに、つまり一定の社会・集団・階層への帰属の適性・資質に疑問符が付され、時には一定の資格や権利あるいは発言の説得力などに制約を受け、不安定で不確かな立場に置かれるのである。その時に当人たちが大なり小なり抱かざるを得ない、脱落や無視や排除、力関係・人間関係の変化、蔑視や嘲笑などに対する恐れ・不安がまた、日常行為や対人関係に及ばず常識および常識を問題化する者の「社会的権力」を増強することになる。

もともと、常識に欠損や不備があるからといって完全にその集団から排除されたり権利を剥奪されることは稀である。（場合によっては、対人理解や社会的行動における著しい常識欠如を（障碍）などに見なすことで非常識の異端審問から除外することもある。）それは内部に包摂しながらの排除、共有させながらの除外である。この意味で常識は、包摂的排除、内部的除外を不可欠な構造的契機とする近代社会システムに適合的で順機能的な日常的・表層的思考装置と言えるだろう。もちろん、人間関係の非対称性を招来する常識言説のヘゲモニー性は露骨に強圧的であつても、過度に陰湿隠微であつてもならない。それにはむしろソフトで穏便な風体、諧謔の趣を帯びるほうがふさわしい——というよりもその雰囲気や装わなければならないし、その方が効果的なのである。日常的な秩序や基本的な人間関係を一応は保守保全しながら、小さな齟齬や不備を微調整しつつ日常的ヘゲモニーをめぐ

る「プチ権力闘争」を水面下でつづけていくためである。しかし、ソフトで穏便な外観を呈する分だけその内実は陰湿で隠微であるとも言える。

ところで常識欠落を売りにする「おぼかな」芸人が俗界を闊歩している。彼ら／彼女らこそその具体的で可視的な言動で逐一、自分たち以外の出演者や視聴者、すなわち「こちら側の自分たち」が常識所有者であり常識人圏に属していることを確実にかつ安心して確認させてくれ（と思わせてくれ）、それによっておぼかな他者に対する軽蔑と常識人としての自己の優越とを（おぼかなレベルと内容で）感じさせてくれる非常識の専門家集団である。また自ら即席の簡易スケープゴートになることで、大衆市民を常識人＝健全人として自己確認させ、非常識な言動を謹慎させる社会的効果をもたらしてくれるのである。（もともと、バラエティー番組などで問われる知識の大半は形骸化、断片化、実体化、自己目的化した「常識のための常識」に類落・変質している。）その意味では、おぼかなタレントたちが跳梁跋扈するテレビ番組は、凡庸な常識人たちがその凡庸な日常の表層場面において時々刻々と展開しているおぼかな常識ゲーム＝常識ヘゲモニー闘争のさらなる戯画的メタゲームであると揶揄できるかもしれない。

冒頭でも触れたように、現代社会では常識言説が以前にもまして人口に膾炙しているように思える。この傾向にはどのような社会的要因が影響しているのであろうか。「高度複雑化」社会ではすべての分野に及んで個人の個別的な活動過程や関係を成立させる前提条件（を成立させる前提条件等々）は膨大になり複雑化していくと同時に、自己の全く関与しない外的所与としての前提条件への依存意識も強まっていく。それと共にこの前提条件の一部である前提知識や行動規範も広範囲に不可視化していく。前提の絶対的必要性に対する強迫的なまでの意識とその絶対的所与性・不可視性に対する軽い不安感を伴った意識、両々相まって常識言説への潜在的欲求を高めているのである。

例えば大量生産・消費（大衆市場）、大衆民主主義、一般教育・マスコミュニケーションの成立・発展、さらに生活圏の拡大・融合と生活過程の分化・私化との同時進行等々の必然的帰結かつ必要要件として、一方では一定水準の一般的共有知・規範の不断の滲透・拡大、他方ではそうした一般的な共有知・規範の不断の低俗化・凡俗化とが同時進行する。これが知的・社会的な必須・信頼アイテムとしての常識の評価（第一・第三類型）と桎梏・障害としての常識の評価（第二類型）という常識への両義的な態度を招

来することになる。現代社会ではまた、絶えざる「健全で安定した」既成秩序の維持、既存条件の再生産が至上命令となる反面、社会・経済分野から科学技術分野に至るまで絶えざる革新・開発・拡大の熱病に冒されているが、こうしたそれ自体相反する傾向も常識言説の両義性を強く助長する。そして他者同調・追随や安定・健全、志向と差異化・顕彰欲求や刷新・変化願望とが広範囲に並行・交錯する社会状況であればあるほど、このことが当てはまると言えるだろう。

機能分化した複数の集団に同時に関与・帰属し異なる社会圏に同時に関係・参加することが現代人の「通常」の社会生活には欠かせない。先に述べたように、それぞれの集団・社会圏には複数の常識が存在し得るため、私たちは社会時間ないし社会空間を分割しそれぞれの局面で常識的に対応することが求められることになる。個人の複数集団への関与は、常識の（状況適合的）な心理的割り切りと機能的切り替え、さらにそれを支えるメタ常識の重要性を格段に高めていくのである。無論、社会圏の分化と複数圏域への関与が進展すればするほど、相容れない複数の常識系の中のいずれかに準拠することを強いられ、当事者の逡巡や葛藤も強まることは、すでに見たとおりである。

一方的に与えられた特定の固定化された社会集団や社会圏に埋没・拘束されずに複数の社会集団・社会圏に選択的、流動的、機能的に関与・帰属できる形式的可能性は、いわゆる個人の自立・

自律や自由を実現するうえで不可欠の一般的な社会条件である（と考えられている）。しかし反面、実際には、集団への任意で流動的な複数帰属の可能性はごく限定された個人の場合にしか現実化しない。それは多くの個人にとっては少数の特定集団への安定的・持続的帰属、すなわち特定集団による拘束を前提条件にしているし、少なからぬ個人にとってはほとんどの集団からの排斥を意味している。これはつまり、ごく少数の例外を除けば、集団帰属が流動化し複数化すればするほど、少数の特定集団への安定的・持続的な帰属に固執し、そのための主観的な前提条件としてその内部で共有されている知識や規範、すなわち「常識」所有の有無や程度に神経を尖らせざるを得ないということである。常識言説への需要が強まる所以である。

おわりに

「常識を反転させるダイナミズム」——これはある哲学入門書に付されたサブタイトルである。では、常識を反転させた瞬間何が出来るのか。新たな常識、しばらくの間は常識と意識されない常識である。反転させても反転させても、常識がまたしても出現する。そのうえ、反転させる思考自体の大半も常識に従って作動する。これが、常識的には取るに足らぬ外見を呈する常識に内在するいわば〈粘性のダイナミズム〉である。しかしてそこに、

前提を根源から問うメタ思考も含め、およそ人間の思考・行為が一定の前提から離れては成立しないこと、しかもその前提が本質的に間主観的な起源・性質のものであること、このことの兆候を読み取ることが出来る。常識を論じれば論じるほど、この粘性のダイナミズムに絡め取られて歯切れの悪い展開に陥るのも故なしとはしない。それでも粘性のダイナミズムへの自覚によって、自らの常識負荷性へのメタ意識を欠落させた常識批判に臭い漂う雑拙な独断と独善からは多少とも免れることができれば。

参考文献

- 池田光義（二〇二二）、「『否定知』『メタ知』考」（跡見学園女子大学文学部人文科学科）『人文科学フォーラム』第一〇号。
- 小林秀雄（一九七四）、「常識について」『考えるヒント2』、文春文庫。
- 塩沢由典（一九九八）、「局所的知識」『市場の秩序学 反均衡から複雑系へ』、ちくま学芸文庫。
- 戸坂潤一（一九七七）、「〈常識〉の分析——二つの社会常識の矛盾対立の解決のために」『日本イデオロギー論』、岩波文庫。
- ベルクソン、H.（一九六六）、「良識と古典学習」（花田圭介・加藤精司訳）『ベルクソン全集8』、白水社。
- Schütz, A./Luckmann, Th. (1979). *Strukturen der Lebenswelt*, Bd.1, Frankfurt/M.: Suhrkamp.